

一般競争入札のお知らせ

彦根城の視認性・眺望景観に関する調査委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、お知らせします。

令和6年11月25日

彦根城世界遺産登録推進協議会
会長 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1)業務名：彦根城の視認性・眺望景観に関する調査委託業務
- (2)業務の内容等：仕様書による。
- (3)履行期間：契約締結日から令和7年3月31日（月）まで
- (4)履行場所：彦根城世界遺産登録推進協議会事務局
(滋賀県文化スポーツ部文化財保護課内)

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2)滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3)滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4)滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

ア 営業種目

次のいずれかが営業種目に登録されていること。

大分類：役務 中分類：各種調査業務 小分類：都市計画・交通関係調査

大分類：役務 中分類：各種調査業務 小分類：航空測量

大分類：役務 中分類：各種調査業務 小分類：その他（各種調査業務）

イ 地域ブロック

県内事業者・準県内事業者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。所定の日までに資格を得られなかった場合は、この入札に参加することができない。

滋賀県会計管理局管理課（〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314）

3 入札執行の日時、場所等

- (1)契約条項を示す場所および問合せ先
彦根城世界遺産登録推進協議会事務局
(滋賀県文化スポーツ部文化財保護課内)
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL : 077-528-4682、電子メール : hikonejo@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間

令和6年11月25日(月)から令和6年12月16日(月)まで(土曜日と日曜日を除く。)の9時から17時まで(ただし、12月16日(月)は正午まで)

(3) 仕様書、入札書等の交付方法

別添のファイルをダウンロードするか、(1)に示す場所において交付する。郵送による交付は行わない。

(4) 入札説明会の日時および場所：行わない。

(5) 入札書の提出期間

令和6年12月11日(水)から令和6年12月16日(月)まで(土曜日と日曜日を除く。)の9時から17時まで(ただし、12月16日(月)は正午まで)

(6) 開札の日時および場所

令和6年12月16日(月) 16時

滋賀県庁北新館3階 彦根城世界遺産登録推進室

4 入札方法等

(1) 入札執行については、地方自治法、同法施行令、滋賀県財務規則および滋賀県物品の買入れ等の一般競争入札執行要領の規定によるものとする。

(2) 入札書は、3(1)に示す場所に、3(5)の入札書の提出期間に郵送または持参により提出するものとする。なお、封筒の表に「入札書」と朱書し、1(1)の業務名を併記しなければならない。

また、郵送により提出する場合は、簡易書留郵便で3(5)の入札書の提出期間に到着したものに限り受け付けるものとし、郵送した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

※入札書の提出期間より前に到着した入札書は受け付けない。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 質問および回答の方法等

(1) 質問方法

質問票(様式は任意)に質問内容を記入し、電子メールにより、3(1)に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(2) 質問期限

令和6年12月6日(金) 15時

(3) 回答方法

質問票の提出のあった者へ電子メールで回答するとともに、下記に質問および回答の内容を掲載する。

<https://www.hikonejo-worldheritage.jp/archives/category/news>

(4) 回答期日

令和6年12月10日(火)を目途に回答する。

6 保証金

入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否

8 郵便等による入札の可否

可。郵便等による入札の場合、入札書に記載する入札日は、令和6年12月11日（水）から（再度の入札以降は前回入札の開札日から）入札書提出期限までの間で当該入札書を郵送等する日の日付を記入すること。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法

彦根城世界遺産登録推進協議会事務局が認めた入札参加者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

11 契約手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 代理人の入札

代理人が入札を行う場合、代理人は入札書提出前に入札執行者に委任状（別記様式）を提出しなければならない。

なお、この場合の入札書には委任状（別記様式）の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し同じ印を押印すること。

(2) くじによる落札者の決定

同価の入札者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

(3) 再度入札

各参加者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(4) 書換え等の禁止

一度提出した入札書は書換え、引換え、または撤回をすることはできない。

(5) 契約書の提出

落札者は、落札決定の日以後7日（土曜日と日曜日は算入しない）以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(6) 入札参加停止措置期間中の者への下請負等の禁止

入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。

- (7)鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする。
- (8)入札参加者またはその代理人が本入札に関して要した費用については、全て当該入札参加者またはその代理人が負担するものとする。
- (9)その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。